

資 料 提 供

平成 29 年 7 月 21 日
 課 名 建設産業課
 担当者名 西原
 内線電話 3822
 直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、平成 29 年 7 月 21 日に、建設業法に基づく建設業者の監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社三和建设	代表者氏名	吉木 英治
主たる営業所の所在地	広島市東区山根町 10-25		
許可番号	広島県知事許可（般-24）第 34274 号		
許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 29 年 7 月 21 日	処分を行う者	広島県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項（同条第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示 (1) 今回の違反行為の再発を防止するために必要な措置を講じるとともに、建設業法、労働安全衛生法及び関係法令を順守すること。 (2) 前記に基づき講じた措置について、平成 29 年 8 月 21 日までに文書で報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
株式会社三和建设は、広島市中区幟町のビル解体工事の元請業者であるが、平成 27 年 8 月 24 日に同工事現場において、6 階建てのビルの屋上を作業床として使用するに当たり、屋上に開口部があり、墜落のおそれがあるにもかかわらず、囲い、覆い等の墜落防止措置を講じなかった結果、労働者 1 名が屋上で足場材の運搬作業中に、当該開口部から地上に墜落し、死亡する事故を発生させた。 このことにより、同社は、広島簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金 20 万円の略式命令を受け、また、代表取締役は、同裁判所から労働安全衛生法違反により罰金 30 万円の略式命令を受け、平成 29 年 4 月 14 日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。			

【参考】指示処分

法令違反や不適正な事実を是正するために業者がどのようなことをしなければならないか、監督行政庁が命令するもの。具体的には、違反行為の再発防止措置の構築と関係法令の順守及び講じた再発防止措置の文書での報告を命令している。